

石川県公安委員会規程第4号

防犯ビデオカメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

平成15年12月15日

石川県公安委員会

防犯ビデオカメラシステムの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、犯罪の予防及び捜査等のため、公共空間に設置する防犯ビデオカメラシステム(以下「カメラシステム」という。)の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) カメラシステム 必要とされる箇所に設置された防犯カメラによって撮影した映像を、モニター画面に映し出し、録画する装置等をいう。

(2) データ 防犯カメラで撮影した映像を、電磁的方法で媒体に記録したものをいう。

(管理責任者及び運用責任者の指定等)

第3条 警察本部長は、カメラシステムを運用するに当たっては、管理責任者及び運用責任者を指定して、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう慎重を期さなければならない。

(設置場所の明示)

第4条 警察本部長は、防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう、必要な措置をとるものとする。

(データの活用)

第5条 データは、犯罪の捜査、その他警察の職務執行のため、必要最小限の範囲で活用することができる。

(報告)

第6条 前条によりデータを活用した場合は、石川県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 警察本部長は、カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、カメラシステムの運用に関し必要な事項は、警察本部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。